

設備購入が補助対象にある補助金_支援金_奨励金_助成金

データ目録: 2025/3/11

補助金_支援金_奨励金_助成金のおすすめ度

- ・FA(工作機械)、ROBOMACHINE: 機械設備を対象とする補助金_支援金_奨励金_助成金
- ・ロボット: ロボットが設備対象として明記されている補助金_支援金_奨励金_助成金
- ・IoT: IoT機器導入が対象として明記されている補助金_支援金_奨励金_助成金

採用実績: 当社顧客の採用実績について連絡のあった補助金_支援金_奨励金_助成金

背景色凡例
新規追加または情報更新

概要										詳細									
おすすめ度																			
No	FA(工作機械)、ROBOMACHINE	ロボット	IoT	採用実績	紹介資料	目的分類	地域	名称	サブカテゴリ	募集期間	補助額/上限	補助率/助成率	対象者	補助要件	目的・対象事業	対象期間	URL	備考	
1	○	○	○	○	なし	生産性向上・新商品開発	国内	令和6年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(19次締切)		2025年2月14日(金)～2025年4月25日(金)17時 ※申請開始日は2025年4月11日(金)17時	製品・サービス高付加価値化枠: 2,500万円 グローバル枠: 3,000万円 ※大幅値上げに係る補助上限額引き上げの特例として、従業員数に応じて補助上限額を最大1,000万円引き上げます。詳細は公募要領をご参照ください。	[製品・サービス高付加価値化枠] ・中小企業: 1/2、 ・小規模事業者・小規模事業者: 2/3 ・再生事業者: 2/3 [グローバル枠] ・中小企業: 1/2、 ・小規模事業者・小規模事業者: 2/3 ※最低賃金引き上げに係る補助率引き上げの特例として、補助率を2/3に引き上げます。詳細は公募要領をご参照ください。	中小企業・小規模事業者等	○基本要件 中小企業・小規模事業者等が、革新的な製品・サービス開発を行い、 ①付加価値の年平均成長率が3.0%以上増加 ②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が、事業実施前年における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上又は給与支給総額の年平均成長率が4.0%以上増加 ③事業所内職員の事業実施前年における最低賃金+30%以上の水準 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等(従業員21名以上の場合のみ)の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取組むこと。 ※最低賃金引上げ特別適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとします。 ⑤海外事業※を実施し、国内の生産性を高める取組みに必要な設備・システム投資等を支援 ※各々の枠について基本要件に加えて、それぞれ別途追加要件があります。詳細は公募要領をご参照ください。	・製品・サービス高付加価値化 種: 交付決定日から10か月(ただし、採択後日から12か月後の日まで) ・グローバル枠: 交付決定日から12か月(ただし、採択後日から14か月後の日まで)	https://www.most.go.jp/press/20250214/01.html	○問合せ先: ものづくり補助金事務局 サポートセンター		
New 2	○	○	○	○	なし	生産設備の復旧・整備	国内	令和6補正予算 小規模事業者持続性補助金 <災害支援枠(令和6年度半島地域)>(6次公募)		2025年3月21日(金)～2025年4月28日(月)	直接的被害: 200万円 間接的被害: 100万円	2/3以内	○石川県、富山県、福井県、新潟県に所在する令和6年度半島地域により被害を受けた小規模事業者等及び、令和6年9月21日から大島の被害を受けた小規模事業者等 ○加工工場、加工場の専断地域内で事業を営んでいること。	○被害の証明については、それを証する公的証明の添付(コピーでも可)を必要とします。 ○被害の証明は、 ①被災が所管する事業所等が被災されたことが分かる公的書類(例:「被災(被災)証明書」など) ②在籍や顧問員等の損害は「事業実施前年」と比較して減少していること。 ③令和6年度半島地域に起因して、売上減少の懸念のある被害を受けた場合 地方自治体が発行した証明書 ※(被害証明の場合) 助成対象は令和6年1月から令和7年3月の任意の1か月の売上増加が前年、又は令和7年2月28日以前の期間と比較して20%以上減少していることを要します。 ※(東海地域のみの場合) 間接被害とは令和6年9月から令和7年3月の任意の1か月の売上増加が前年、又は令和7年2月28日以前の期間と比較して20%以上減少していることを要します。	令和6年度半島地域による災害(令和6年度半島地域による災害)についての被害証明(被災証明書)及び令和6年度半島地域との関係性の高い災害(石川県が災害対策法施行令第1条第1項第4号により適用を決定した市町において令和6年9月21日から23日にかけて発生した災害(以下「令和6年度半島地域」という。))により重大な被害を受けた地域4県(石川県、富山県、福井県、新潟県)においては、多くの小規模事業者が、生産設備や販売拠点の復旧・整備、顧客情報の復旧など状況に応じて必要とされています。 こうした小規模事業者の事業再建を支援するため、上記「被災地域」を対象とする本補助金を実施し、加工・加工工場の助成費を最大100万円以内(加工・加工場の再建に計画した事業を自ら作成し、作成した計画に基づいて行う事業再建の開始に要する経費の一部を補助するもの)です。	交付決定日～2026年6月30日まで	https://www.kahoku.or.jp/	○問合せ先: 小規模事業者持続性補助金事務局 加工場の専断地域・被災地域(石川県、富山県、福井県、新潟県)の地方事務所	
3	○	○	○	○	なし	生産拠点整備	国内	令和4年度補正 事業再構築補助金(第13回)		2025年1月10日(金)～2025年3月26日(水)18時厳守	(A)成長分野進出枠(通常類型) ※1: 3,000万円または4,000万円 ※2) (B)成長分野進出枠(GX進出類型) ・中小企業: 8,000万円または1億円 ※2) ・中堅企業: 1億円または1.5億円 ※2) (D)コロナ回復加速化枠(最低賃金類型): 1,500万円 ※1 商業を伴う場合は最大2,000万円上乗せ ※2 短期に大規模な買上げを行う場合 ※3 以下の上乗せ措置があります。 ・卒業促進上乗せ措置 ・中長期大規模資金引上促進上乗せ措置	(A)成長分野進出枠(通常類型) ・中小企業: 1/2または2/3 ※1) ・中堅企業: 1/3または1/2 ※1) (B)成長分野進出枠(GX進出類型) ・中小企業: 1/2または2/3 ※1) ・中堅企業: 1/3または1/2 ※1) (D)コロナ回復加速化枠(最低賃金類型) ・中小企業: 3/4または2/3 ※2) ・中堅企業: 2/3または1/2 ※2) ※1 短期に大規模な買上げを行う場合 ※2 コロナで抱えた債務の借り換えを行っていない者の場合 ※3 以下の上乗せ措置があります。 ・卒業促進上乗せ措置 ・中長期大規模資金引上促進上乗せ措置	中小企業、中堅企業	○前向き手続の廃止 第13回公募では前向き手続は廃止されました。交付決定日より前に購入契約(発注)等を実施したものの経費は、いかなる理由であっても全額補助対象外となりますので、ご注意ください。 ○対象要件 下記①、②、③をいずれも満たすこと。(※) ①事業再構築計画に示す「事業再構築」の定義に該当する事業であること。 ②事業計画を金融機関等(銀行、信託、ファンド等)や認定経営革新等支援機関と策定し、確認を受けていること。 ③補助事業終了後3～5年で付加価値を年平均成長率3.0%～4.0%(事業類型により異なる)以上増加させること。又は従業員1人あたり付加価値を年平均成長率3.0%～4.0%(事業類型により異なる)以上増加させること。 (※) 各事業類型毎に別途補助対象要件を別途設けています。詳細は公募要領をご参照ください。 ○同一法人・事業者での各事業類型への応募は、1回の公募につき1申請に限り、 ○各事業類型の応募 (A)成長分野進出枠(通常類型): ポストコロナに対応した、成長分野へ大規模な事業再構築にこころ取り組む事業者や、国内市場増小等の構造的な課題に直面している業種・業態の事業者が取り組む事業再構築を支援。 (B)成長分野進出枠(GX進出類型): ポストコロナに対応した、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組をこれから行う事業者の事業再構築を支援。 (D)コロナ回復加速化枠(最低賃金類型): コロナ禍の影響により、最低賃金引き上げの影響を大きく受ける事業者の事業再構築を支援。 ○上乗せ措置 (F)卒業促進上乗せ措置: 各事業類型(A)～(D)の補助事業を通して、中小企業等から中堅企業等に成長する事業者に対する上乗せ支援。 (G)中長期大規模資金引上促進上乗せ措置: 各事業類型(A)～(D)の補助事業を通して、大規模な買上げに取組む事業者に対する上乗せ支援。	本事業は、ポストコロナ時代の経済社会の变化に対応するために新市場進出(新分野開拓、業種転換)、事業・業種転換、事業再建、国内留連、地域域プライチェーン構築・強化又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に取組む有する中小企業等の回復を支援すること、日本経済の構造転換を促すことを目的とします。 第13回公募では、ポストコロナに対応した中小企業等がこころ取り組む事業者の取組を引き続き重点的に支援していきます。 各事業類型) 以下の3つの事業類型があります。 (A)成長分野進出枠(通常類型) (B)成長分野進出枠(GX進出類型) (D)コロナ回復加速化枠(最低賃金類型) ○事業再構築補助金の新規の応募申請受付は第13回公募で終了	交付決定日～12か月以内	https://www.sakushin.go.jp/	○問合せ先: 事業再構築補助金事務局 コールセンター(コールデスク)のシステム) 申請書を送付する理由、以下の準備が必要。 ・申請書全てを電子申請システム(J-gate)での受付、「G7: ビズIDプロファイルアカウント」が必要。そのため、事前にID取得を行う。 ・申請書について登録申請や認定申請等が必要。 ・申請書の提出後、認定が必要。 ○第13回公募では前向き手続は廃止 ○事業再構築補助金の新規の応募申請受付は第13回公募で終了	
4	○	○	○	○	なし	税制支援・生産性向上	国内	中小企業等経営強化法に基づく中小企業経営強化税制		平成29年4月1日～令和7年3月31日までの期間	法人税(※1)について、即時償却又は取得価額の10%(※2)の税額控除が選択適用できます。(中小企業経営強化税制) ※1 個人事業主の場合には所得税 ※2 資本金300万円超1億円以下の法人は7%	税制措置 即時償却又は取得価額の10%の税額控除(資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%)が選択適用 ※1 個人事業主の場合には所得税 ※2 資本金300万円超1億円以下の法人は7%	中小企業等 ・資本金又は出資金の額が1億円以下の法人 ・資本金又は出資金を有しない個人のうち専任使用する従業員数が1,000人以下の法人 ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人 ・協同組合等 ※ 中小企業等経営強化法第2条第2項に規定する「中小企業等」に該当するものに限り、 ただし、次の法人は、資本金又は出資金の額が1億円以下でも未税制措置の対象とはなりません。 ①同一の大規模法人(注)から2分の1以上の出資を受ける法人 ②2人以上の大規模法人(注)から3分の2以上の出資を受ける法人 ③前3事業年度の平均給与が15万円を超える法人 (注) 大規模法人とは、資本金又は出資金の額が1億円超の法人、資本金又は出資金を有しない法人のうち専任使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人(資本金又は出資金の額が5億円以上である法人)との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等を含む。独立行政法人・中小企業振興機構(中小企業等経営強化法に規定する認定事業再構築委員会を組織して間接的に保有しているもの)及び中小企業振興機構株式会社を指します。	「経費向上計画」に認定された事業者。 ○経費向上計画)は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上させるために実施する計画で、認定された事業者は、税制や金融の支援を受けやすくなります。 また、計画期間においては、経営革新等支援機関のサポートを受けることが可能です。 ○中小企業経営強化税制 青色申告書提出する中小企業等が、指定期間内に、中小企業等経営強化法の認定を受けた経費向上計画に基づき、一定の設備を新規取得等して、認定事業の増進に資した場合、即時償却又は取得価額の10%(資本金300万円超1億円以下の法人は7%)の税額控除を選択適用することができます。 設備の種類) ・A類型: 生産性向上設備 ・B類型: 収益力強化設備 ・C類型: デジタル化設備 ・D類型: 経営革新向け設備	7年まで	https://www.chyoho.net/ https://www.yuaka.jp/index.html	○令和5年度改正(期間延長) ・申請書について登録申請や認定申請が必要。 ○第13回公募では前向き手続は廃止 ○事業再構築補助金の新規の応募申請受付は第13回公募で終了		
5	○	○	○	○	なし	税制支援・生産性向上	国内	中小企業等経営強化法に基づく「先端設備等導入計画」認定による税制支援		2023年4月1日～2025年3月31日までの期間	固定資産税の課税標準を1/2または1/3に軽減 固定資産税の課税標準を3年間に限り1/2に軽減 さらに、買上げ方針を計画内に位置付けて従業員に表明した場合は、 以下の期間に限り、課税標準を1/3に軽減。 ・令和6年3月31日までに取得した設備: 5年間 ・令和7年3月31日までに取得した設備: 4年間	特例措置 固定資産税の課税標準を3年間に限り1/2に軽減 さらに、買上げ方針を計画内に位置付けて従業員に表明した場合は、 以下の期間に限り、課税標準を1/3に軽減。 ・令和6年3月31日までに取得した設備: 5年間 ・令和7年3月31日までに取得した設備: 4年間	○中小企業等 ※市区町村が定める購入促進基本計画によって対象となる業種等が異なる場合があります。また、税制支援は対象となる期間要件が異なりますのでご注意ください。 ○「先端設備等導入計画」の認定を受けた事業者。 ○対象設備(※1) 認定経営革新等支援機関の承認を受けた投資利益率5%以上の投資計画に記載された①から④の設備 【設備取得の補助額(※2)の要件(最低取得価格)】 ① 機械器具 (160万円以上) ② 測定工具及び検査工具 (30万円以上) ③ 器具備品 (30万円以上) ④ 建物附属設備 (60万円以上) ※車庫と一体で課税されるものは対象外 ※1 市区町村によって異なる場合があります。 ○その他の要件 ・企業、新技術開発の用に直接供されるものであること ・中古資産でないこと	「先端設備等導入計画」は、中小企業等経営強化法に規定された、中小企業が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。 この計画は、市区町村が関与する「購入促進基本計画」の同意を受けている場合に、認定を受けることができます。認定を受けた場合は税制支援などの支援措置を適用することができます。 税制支援) 中小企業等が、適用期間内に、市区町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づいて、一定の設備を新規取得した場合、新規取得設備に係る固定資産税の課税標準が3年間、1/2に軽減されます。 また、従業員に対する買上げ方針の表明を計画に記載した場合は、令和6年3月31日までに取得した場合は5年間、令和7年3月31日までに取得した場合は4年間にわたって1/3に軽減されます。	https://www.chyoho.net/ https://www.yuaka.jp/index.html	○令和5年度制度改正			
6	○	○	○	○	なし	税制支援・生産性向上	国内	中小企業投資促進税制		～2025年3月31日	対象設備の取得価格の特例償却30%、又は税額控除7% ○個人事業主および資本金3,000万円以下の中小企業 特別償却 30% 又は 税額控除7%が選択適用 ○資本金3,000万円超の中小企業 特別償却 30%	○中小企業等(資本金1億円以下の法人、農協協同組合、商店街振興組合等) ○従業員1,000人以下の個人事業主	○特別償却: 取得価額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り出すことができます。 ○税額控除は、中小企業経営強化税制と合わせてその事業年度の法人税又は所得税額の20%までが上限となります。なお、税額控除限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り出すことができます。 ○対象設備 ・機械及び器具 (1台160万円以上) ・測定工具及び検査工具 (1台120万円以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上) ・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】 ※複写して販売するための原簿、開発研究用のもの、サーバー用OSのラッチ一定のものなどは除く ・建物附属設備(取得価格が3.5ト以上) ・内装設備(取得価格が75%が対象)	中小企業投資促進税制は、中小企業における生産性向上を図るため、一定の機械器具等の対象設備を取得や取得等した場合に、取得価格の30%の特例償却又は7%の税額控除が選択適用(税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ)できるものです。	https://www.chyoho.net/ https://www.yuaka.jp/index.html	○令和5年度改正(期間延長)			

設備購入が補助対象にある補助金_支援金_奨励金_助成金

データ日付: 2025/3/11

補助金_支援金_奨励金_助成金のおすすめ

- FA(工作機械)、ROBOMACHINE: 機械設備を対象とする補助金_支援金_奨励金_助成金
- ロボット: ロボットが設備対象として明記されている補助金_支援金_奨励金_助成金
- IoT: IoT機器導入が対象として明記されている補助金_支援金_奨励金_助成金

採用実績: 当社顧客の採用実績について連絡のあった補助金_支援金_奨励金_助成金

背景色凡例
新規追加または情報更新

概要										詳細								
おすすめ																		
No	FA(工作機械)・ROBOMACHINE	ロボット	IoT	採用実績	紹介資料	目的分類	地域	名称	サブカテゴリ	募集期間	補助用途	補助率/助成率	対象者	補助要件	目的・対象事業	対象期間	URL	備考
7	○	○	○			なし	国内	地域未来投資促進法に基づく税制支援措置 「地域未来投資促進税制」		～2025年3月31日	○機械装置・器具備品 特別償却40% 又は 税額控除4% ○機械装置・器具備品（上乗せ要件を満たす場合） 特別償却50% 又は 税額控除5% ○建物・附属設備・構築物 特別償却20% 又は 税額控除2%		青色申告法人で、地域経済再生事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する承認地域経済再生事業者	○STEP1: 都道府県知事による地域経済再生事業計画の承認 地域経済再生事業計画の承認を受けるためには、都道府県及び関係市町村が作成する基本計画に照らす必要があります。 ＜地域経済再生事業の要件＞ ①地域の特性の活用、②高い付加価値の創出、③地域の事業者に対する経済的効果 ○STEP2: 国（主務大臣）による課税特例の承認 ＜課税特例の要件＞ ①先進性を有すること（特定非常災害で被災した区域は除く） 【補償期間】：労働生産性の伸び率が4%以上又は投資収益率が5%以上 【サブファイブーン類型】：海外への生産拠点を集中し生産性が50%以上の製品を製造する事業を実施する都道府県内の助引額の増加率が5%以上、等 ②設備投資額が2,000万円以上 ③設備投資額が前年度減価償却費の20%以上であること ④対象事業の売上高伸び率が、ゼロを上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率が5%以上高いこと ⑤設計が完了しており、その労働生産性の伸び率が4%以上かつ投資収益率5%以上（上乗せ要件）（平成31年4月1日以後に承認を受けた事業が対象） ⑥次の（ア）または（イ）のどちらかを満たすこと （ア）直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上 （イ）対象事業の前事業年度と前々事業年度の平均付加価値額が3億円以上、かつ、対象事業において認められる付加価値額が3億円以上 ⑦労働生産性の伸び率が4%以上かつ投資収益率が5%以上 ・サブファイブーン類型・災害特例に基づく申請は上乗せ要件の対象外となります。	地域未来投資促進税制では、地域経済再生事業に従って建物、機械等の設備投資を行う場合、法人税等の特別償却（最大50%）又は税額控除（最大5%）を受けることができます。 本制は特例を受けずには、 ・都道府県による地域経済再生事業計画の承認（STEP1）の上、 ・国（主務大臣）による課税特例の承認（STEP2）に加えて、 ・租税特別措置法等の規定に適合する必要があります。		https://www.meti.go.jp/press/2025/03/03/20250303_001.html	
8	○					なし	国内	令和5年度補正 省エネルギー投資促進支援事業 【「(III)設備単位の補助対象設備の製品型番登録の告知」】 https://sii.or.jp/setsubi05r/material.html	(III)設備単位の	2024年2月13日(火)～ ※2024年2月下旬までに受理され内容に不備がない製品型番は、2024年3月下旬の公開を予定しています。 登録は上記の開始日以降、随時受け付け、登録審査を行います。 ※登録申請からSIIホームページに公表されるまでに、1か月以上かかる可能性があります。その点を念頭において申請してください。※内容に不備がない製品型番は、受理されたのち約3週間程度で登録・公表予定です。		製品型番登録を行うことができる製造事業者は、以下の要件を全て満たす必要があります。 ①国内において事業活動を営んでいる法人であること（法人登記している事業者に限る。） ②製品の製造、輸入等を行い、自社の責任で性能の証明及び出荷・販売を行える事業者であること（製造責任法（PL法）に規定する製造業者等） ③経済産業省から補助金等停止措置又は無名停止措置が課じられていない者であること。	○本事業の【(III) 設備単位の】の補助対象設備になるためには、製造メーカーによる製品型番登録が必要です。 ＜生産設備＞の対象 ・工作機械: 旋盤（ターニングセンタ含む）、マシニングセンタ、レーザ加工機、フライス盤、研削盤、歯車加工機、電気加工機 ・プラスチック加工機械 ・プレス機械 ・印刷機械 ・ダイカストマシン	「令和5年度補正 省エネルギー投資促進支援事業補助金」では、業績継続的に導入される「ユーティリティ設備」、及び「生産設備」（以下、「認定設備」という）について、市場の中でも省エネ性能の高い設備に対して補助を行い、エネルギー消費効率等のさらなる水準の向上を図ります。 令和5年度補正 省エネルギー投資促進支援事業補助金には、以下の2つの事業区分があります。 (II) 設備単位の: 特定のユーティリティ設備、生産設備の更新支援 (IV) エネルギー需要最適化型: エネルギー消費削減サービスの導入による支援 このうち (III) 設備単位の: 補助対象設備として登録された認定設備への更新を行う事業を対象に、設備費を補助対象経費としてその1/3を補助します。		https://sii.or.jp/setsubi05r/sub05r	○問合せ先: 一般社団法人電機共創イニシアティブ 省エネルギー投資促進支援事業費補助金製品型番登録担当 ○【(III) 設備単位の】の補助対象設備の製品型番登録の告知です。	
New 9	○					なし	国内	令和6年度補正 省エネルギー投資促進支援事業 【「(III)設備単位の補助対象設備の製品型番登録の告知」】 https://sii.or.jp/setsubi06r/material.html	(III)設備単位の	2025年3月3日(月)～ ※登録は上記の開始日以降、随時受け付け、登録審査を行います。 ※登録申請からSIIホームページに公表されるまでに、1か月以上かかる可能性があります。その点を念頭において申請してください。※内容に不備がない製品型番は、受理されたのち約3週間程度で登録・公表予定です。		製品型番登録を行うことができる製造事業者は、以下の要件を全て満たす必要があります。 ①国内において事業活動を営んでいる法人であること（法人登記している事業者に限る。） ②製品の製造、輸入等を行い、自社の責任で性能の証明及び出荷・販売を行える事業者であること（製造責任法（PL法）に規定する製造業者等） ③経済産業省から補助金等停止措置又は無名停止措置が課じられていない者であること。	○本事業の【(III) 設備単位の】の補助対象設備になるためには、製造メーカーによる製品型番登録が必要です。 ＜生産設備＞の対象 ・工作機械: 旋盤（ターニングセンタ含む）、マシニングセンタ、レーザ加工機、フライス盤、研削盤、歯車加工機、電気加工機 ・プラスチック加工機械 ・プレス機械 ・印刷機械 ・ダイカストマシン	「令和6年度補正 省エネルギー投資促進支援事業補助金」では、業績継続的に導入される「ユーティリティ設備」、及び「生産設備」（以下、「認定設備」という）について、市場の中でも省エネ性能の高い設備に対して補助を行い、エネルギー消費効率等のさらなる水準の向上を図ります。 令和6年度補正 省エネルギー投資促進支援事業補助金には、以下の2つの事業区分があります。 (II) 設備単位の: 特定のユーティリティ設備、生産設備の更新支援 (IV) エネルギー需要最適化型: エネルギー消費削減サービスの導入による支援 このうち (III) 設備単位の: 補助対象設備として登録された認定設備への更新を行う事業を対象に、設備費を補助対象経費としてその1/3を補助します。		https://sii.or.jp/setsubi06r/material.html	○問合せ先: 一般社団法人電機共創イニシアティブ 省エネルギー投資促進支援事業費補助金製品型番登録担当 ○【(III) 設備単位の】の補助対象設備の製品型番登録の告知です。	
10	○	○				なし	国内	中小企業者力化投資補助金 (カタログ注文型)	カタログ注文型	2024年6月25日(火)～ 2026年9月30日(水) 随時受付 (応募・交付申請) ※カタログへの登録は公募受付期間終了の半年前程度まで随時行われる。	従業員数5名以下: 200万円 (300万円) 従業員数6～20名: 500万円 (750万円) 従業員数21名以上: 1,000万円 (1,500万円) ※補助上限額は従業員数ごとに異なります。 ※賞上げ要件を達成した場合、() 内の値に補助上限額を引き上げ	1/2以内	人手不足の状態にある中小企業等	○基本要件 本事業では、カタログに登録された省力化製品を導入し、販売事業者と共同で取り組み事業を通じて、以下①～④の効果を発揮する【4-1】に記載する要件を満たす事業計画に基づいて行われるの補助対象とします。 また、交付決定を受けた場合においても、全額を受け取ることは限らないことと留意ください。 なお、交付決定を受けてから実績報告を行うまでを補助事業期間、交付決定を受けてから補助事業終了してからの30日間の効果報告を提出するまでを補助期間とします。 ○労働生産性向上目標 補助事業終了後1年間毎年、申請時と比較して労働生産性を平均成長率(CAGR) 3.0%以上向上させる事業計画を策定し、採択を受けた場合はそれに取組みます。 ○賞上げの目標 下記2点を補助事業期間終了時点で達成する見込みの事業計画を策定した事業者は、補助上限額の5%の額に引き上げます。（※補助上限額は、交付申請時点での従業員数によって異なります） ① 事業開始最低賃金を45%以上増額させる ② 給与支給総額を6%以上増額させる ※申請時に賞金引き上げ計画を従業員に表明していることが必要 ○詳細は公募要領を参照ください。	中小企業者力化投資補助事業は、令和3年度から3年間を事業期間とすることを踏まえ、中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等がIoT、ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を導入するための事業者の経費の一部を補助することにより、省力化製品を促進して中小企業等の労働生産性や生産性向上を図るとともに、賞上げにつなげることを目的とする。その際、IoT、ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品で補助の対象となるものをあらかじめ公募・掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、結果で効果があがる省力化製品を促進する。 補助対象 本補助金の各製品カテゴリ（※1）の省力化製品（※2）の製品カタログに掲載された製品（詳細は本補助金のHPを参照） ※1 製品カテゴリ 「製品カテゴリ」とは、ある特定の業務に使用された製品を指す製品であり、その動作原理や外形、機能等において大きな違いを有しているため分類される。工業会等が、会員企業等の製品カタログへの登録の要領等を踏まえ、中小企業等に対して、製品カタログの登録申請を行い、中小企業等が業務管理や協議して、製品カテゴリの設定を行う。 ※2 省力化製品 「省力化製品」とは、省力化製品製造事業者が製造し、省力化製品販売事業者が販売し、カタログに登録された 汎用製品を指す。 製品登録においては当該製品カテゴリの省力化製品を指すか等を工業会等及び事務局において審査し、中小企業等において承認された製品等がカタログに登録され、中小企業等が交付申請に当たって選択できるようになる。	交付決定日から12か月以内	https://shoryukaku.sii.or.jp/	○問合せ先: 中小企業者力化投資補助事業 コールセンター
11	○	○				なし	国内	中小企業者力化投資補助金 (カタログ注文型) 【製造メーカー向け情報】 審査担当工業会: (一社) 日本工作機械工業会 対象の「製品カテゴリ」 ・5軸制御マシニングセンタ ・複合加工機	カタログ注文型	2024年11月5日(火)～ 随時受付 ※カタログへの登録は公募受付期間終了の半年前程度まで随時行われる。		①登録申請時点において、日本国内で法人登記され、国内で事業を営む法人であること。	○製品登録要件 (1) 販路開拓 ①販路開拓: 業務提携や業務提携等の仕組、仕様が明確化されており、事前に登録された製品カテゴリに属することから分かること ②保有する機能が、当該製品が属する製品カテゴリにおいて設定されている。利用が想定される中小企業等における対象事業の業務領域に合致すること。また、当該業務領域において、生産工程・サービス提供の業務フローにおける課題の解決に資することにより、省力化による業務効率向上に生産性向上に寄与すること。 ③申請時点において、前申請時点に製品登録を行っていること。補助の製品や周辺機器等の構成要素を組み合わせることで稼働する製品の場合は、省力化効果を実現するための最低限の構成要素がパッケージとして含まれていること。当該製品の周辺機器等の構成要素について、それが製品本体と一体不可分であるものや、存在することから省力化効果を実現するものについては登録可能であり、その場合は必要最低限の製品及び周辺機器等のみを1つのパッケージとして登録すること。ただし、省力化効果に影響を及ぼさないものや、製品本体の構成に必ずしも必要としない製品や部品等の構成要素がパッケージ内に含まれている場合は対象外とする。 ④単体で稼働しない又は省力化効果を実現しない構成でないこと。単体で稼働しない又は省力化効果を実現しない場合は、省力化効果を実現するシステム等として一体として登録すること ⑤汎用製品であり、開発等を前提としないものであること。 ⑥販売先の選定や販売可否の判断に当たって、特別な条件が課されていないこと。⑦製造上の機械構造又は器具備品であること。 ⑧販売が開始されており、製造、販売された実績を3年以上有していること。 ⑨製造上の機械構造又は器具備品であること。 ※詳細は省力化製品・製造事業者登録申請の手引きや登録要領などを参照ください。	中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等に対して、IoT、ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を導入するための事業者の経費の一部を補助することにより、結果で期待がある省力化製品を促進し、中小企業等の労働生産性や生産性向上を図るとともに、賞上げにつなげることを目的とする。 補助対象事業 事務局に事前に登録された人手不足解消に効果がある汎用製品（以下、「省力化製品」という。）を人手不足に悩む中小企業等が、事務局に登録された販売事業者より導入する事業		https://shoryukaku.sii.or.jp/main/factory/	○問合せ先: カタログ登録サポートセンター	

設備購入が補助対象にある補助金_支援金_奨励金_助成金

データ日付: 2025/3/11

補助金_支援金_奨励金_助成金のおすすめ

- ・FA(工作機械)、ROBOMACHINE: 機械設備を対象とする補助金_支援金_奨励金_助成金
- ・ロボット: ロボットが設備対象として明記されている補助金_支援金_奨励金_助成金
- ・IoT: IoT機器導入が対象として明記されている補助金_支援金_奨励金_助成金

採用実績: 当社顧客の採用実績について連絡のあった補助金_支援金_奨励金_助成金

背景色凡例
新規追加または情報更新

概要										詳細								
おすすめ																		
No	FA(工作機械)、ROBOMACHINE	ロボット	IoT	採用実績	紹介資料	目的分類	地域	名称	サブカテゴリ	募集期間	補助限度額	補助率/助成率	対象者	補助要件	目的・対象事業	対象期間	URL	備考
19	○	○	○		なし	税制支援・工場・研究所の新増設	福島県	福島復興再生特別措置法による課税の特例(税制優遇) 【福島イノベーション・コースト構想の推進に係る税の優遇措置】(イノベ税制)		2021年4月～2026年3月31日		①機械・装置、建物等を取得した時の特別償却又は税額控除 ・特別控除(機械・装置等:即時償却、建物等:25%) ・税制控除(機械・装置等:15%、建物等:8%) ②遊離対象雇用者等又は特定雇用者に対する給与等支給額の15%を税額控除 ③開発研究用資産の特別償却及び税額控除	○新産業創出等推進事業促進区域(※1)内において、新産業創出等推進事業を行う個人事業者又は法人【知事の認定が必要です】(※2) ※1 福島県研究開発振興区域(いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楳町、楳町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村の15市町村)の一部区域 ※2 「新産業創出等推進事業実施計画」の認定	○対象地域 福島イノベーション・コースト構想の推進に係る重点分野の範囲を支援するため、新産業創出等推進事業促進区域(福島県研究開発振興区域(15市町村)内の区域であって、新産業創出等推進事業の実施が、産業集積の形成及び活性化を図る上で特に有効であると認められる区域) 新産業創出等推進事業 新たな産業の創出又は産業の国際競争力の強化の推進に資する事業であって福島県研究開発振興区域における産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となるものとして復興庁で定められた事業		https://www.pref.fukushima.go.jp/sect/110124/kyokusho1004.html	○問合せ先: 福島県 企業戦略部 福島イノベーション・コースト構想推進課 ○詳しくは上記へお問い合わせください。	
20	○				なし	生産性向上	東京都	令和7年度明日にチャレンジ中小企業基盤強化事業助成金(第1回募集)		2025年4月1日(火)～2025年4月8日(火)	小規模企業区分:1,000万円 一般区分:2,000万円	2/3以内	○東京都内に本社があり、令和7年4月1日現在で引き続き2年以上事業を営んでいる中小企業者等 ○上記中小企業者等によって構成される中小企業グループ	○申請区分として「業種に関する区分」と「規模に関する区分」があります。 (1)業種に関する区分 ①ものづくり区分:日本標準業分類において「大分類製造業」に該当する事業者が行う、自社の技術の高度化、高付加価値化に向けた技術開発等を行うもの ②受託サービス区分:日本標準業分類において「大分類製造業」に該当する以外の事業者が行う、自社サービスの高度化、高付加価値化に向けた技術開発等を行うもの (2)規模に関する区分 ①小規模企業区分:中小企業基本法に定める小規模企業者に該当し、小規模企業区分での申込みを希望する事業者 ②一般区分:①以外の事業者及び①の事業者のうち一般区分での申請を希望する事業者 小規模企業区分に該当する事業者でも、一般区分に申請することは可能	主として売付金額の成長に基づいて製品、サービスを提供する都内の受注型中小企業者 (1)業種に関する区分 ①ものづくり区分:日本標準業分類において「大分類製造業」に該当する事業者が行う、自社の技術の高度化、高付加価値化に向けた技術開発等を行うもの ②受託サービス区分:日本標準業分類において「大分類製造業」に該当する以外の事業者が行う、自社サービスの高度化、高付加価値化に向けた技術開発等を行うもの (2)規模に関する区分 ①小規模企業区分:中小企業基本法に定める小規模企業者に該当し、小規模企業区分での申込みを希望する事業者 ②一般区分:①以外の事業者及び①の事業者のうち一般区分での申請を希望する事業者 小規模企業区分に該当する事業者でも、一般区分に申請することは可能	2025年7月1日～2026年9月30日	https://www.tokyo.kokuhaku.go.jp/kyokusho/kyokusho.html	○問合せ先: 東京都中小企業振興センター ○申請方法: 郵送
21	○	○	○		なし	生産性の向上 生産設備の省 工子化	東京都	新たな事業環境に即応した経営展開サポート事業 (経営改善計画策定による経営基盤強化支援)(一般コース) (第10回)		2025年3月3日(月)～2024年3月14日(金)	800万円	2/3以内	都内で事業を行う中小企業者	○最近3年間の売上高が「2019年の決算期(前年4月1日～前年3月31日)と比較して減少している、又は前決算期において損失を上していること。 ○令和6年度において、本事業で1度も交付決定を受けていないこと。 ○申請者が所有又は賃借する本社・事務所・工場等において取り組まれ、実施場所に対応以下の条件を満たすこと。 ・事業所の割合 条件) 都内に本店または支店があること ・東京都外(神奈川県、埼玉県、千葉県、群馬県、栃木県、山梨県に所在すること) 条件) 都内に本店があること	ポストコロナ等における事業環境の変化を課題とし、対応策として、事業者が創出・工夫のもと「これまでできなかった事業の深化又は新規」に取り組み、これが経営基盤の強化につながる認められた場合に、当該取組に必要な経費の一部を助成します。 (補償) ○既存事業の「深化」 経営基盤の強化に向け、既に営んでいる事業自体の質を高めるための取組 ・高性能な機器、設備の導入等による競争力強化の取組 ・既存の商品やサービスの品質向上の取組 ・効率的機器、省エネ機器の導入等による生産性の向上の取組 ○既存事業の「新規」 経営基盤の強化に向け、既に営んでいる事業を基に、新たな事業展開を図る取組 ・新たな商品、サービスの開発 ・商品、サービスの新たな提供方法の導入 ・その他、既存事業で得た知見等に基づく新たな取組	交付決定日から最大1年間	https://www.tokyo.kokuhaku.go.jp/kyokusho/kyokusho/index.html	○問合せ先: (公財)東京都中小企業振興公社 新たな事業環境に即応した経営展開サポート事業 事務局
New 22	○	○	○		なし	生産性向上 生産設備の省 工子化	越谷市/埼玉県	令和7年度物価高騰対策中小企業設備導入等支援補助金		2025年4月14日(月)～2025年4月25日(金)	200万円	2/3以内	市内に事業所を有する中小企業者	○令和5年度に同補助金の交付を受けたことがない方のみ ○対象設備 □高効率空調 □産業用ヒートポンプ □業務用冷蔵庫 □業務用ボイラ □高効率コンプレッション □低炭素工業炉 □変圧機 □冷凍冷蔵庫 □産業用モータ □LED照明器具 □工作機械 □プラスチック加工機械 □プレス機械 □印刷機械 □カスタムマシン □生産工程の自動化 □ロボットの導入 □AI YAGレーザー等の技術を活用したシステムの導入 □その他 ○国や地方公共団体等(自治体含む)の公的機関における補助金等を併用する事業は対象外。	越谷市では、エネルギー価格高騰等の影響を受けている市内中小企業者の負担軽減と経営基盤の強化のため、省エネルギー化、省コスト化及び効率化、高収益を目的とした設備等の導入や更新を行う場合に、その経費の一部を助成します。 対象事業) 次の(1)～(3)のうちいずれかに該当する事業(※市内の事業所において導入や更新を行う設備が対象) (1) 省エネルギー化に資する設備の導入・更新 (2) 省コストに資する設備の導入・更新 (3) 効率化・高収益に資する設備の導入・更新 ※対象設備は「補助要件」欄を参照	交付決定日から2025年12月19日(金)まで	https://www.city.saitama.lg.jp/saitama-kyokusho/kyokusho.html	○問合せ先: 越谷市環境経済部経済課 中小企業支援担当
23	○	○	○		なし	生産性向上	富士見市/埼玉県	令和6年度富士見市中小企業チャレンジ支援事業補助金	生産性向上支援事業 設備導入事業	2024年4月1日～随時(予算終了まで)	生産性向上支援事業:10万円 設備導入事業:50万円	1/2以内	市内に本社または事業所を有する中小企業者等	○生産性向上支援事業 ・対象経費: ビジネスのデジタル化に向けた設備費用及び業務効率化のためのソフト購入費用 ○設備導入事業 ・対象経費: 市内の事業所で使用する、製品の生産の用に直接供する設備の購入費用、賃借料に要する経費 (埼玉県経営革新計画又は先導設備等導入計画に即して実施するものに限る。) ○交付決定前に事業に着手してしまつたと助成の対象となりません。 ○同一事業で過去に補助を受けている方は申請できません。	市内中小企業等の競争力強化及び地域産業の活性化を図るため、産業界と協力を活用し、市内中小企業者等が新たに取り組む事業に対し、経費の一部を助成します。 対象事業) 1) 経営改善事業 2) 研究開発事業 3) 人材育成事業 4) 販路開拓事業 5) デジタル・トランスフォーメーション化事業 ・テレワーク環境整備事業 ・生産性向上支援事業 ・キャッシュレス決済導入事業 6) 設備導入事業 7) 経営革新事業	https://www.city.fujimi.lg.jp/kyokusho/kyokusho.html	○問合せ先: 富士見市産業経済課	
Update 24	○	○	○		なし	新分野展開・業態転換	長野県	長野県プラス補助金(第1弾) (中小企業経営構造転換促進事業補助金)	信州未来リーディング企業育成事業	2025年4月1日(火)～2026年2月13日(金) ※事業計画の提出期限: 2023年9月29日(受付終了)	中小企業(通常枠): 500万円 中小企業(卒業枠): 1,000万円 中小企業(大規模資金引上げ枠): 2,000万円 中小企業(最低賃金枠): 100万円 中小企業(緊急事態宣言特別枠): 100万円	・中小企業(通常枠): 4/30 ・中小企業(卒業枠): 定額 ・中小企業(大規模資金引上げ枠): 定額 ・中小企業(最低賃金枠): 1/20 ・中小企業(緊急事態宣言特別枠): 1/20	○この補助金は、国が令和2年度の第3次補正予算で実施する中小企業等事業再構築促進事業(中小企業:卒業枠、通常枠、大規模資金引上げ、最低賃金枠及び緊急事態宣言特別枠)(※)の交付決定を受け、事業を実施する県内中小企業が対象となります。 ※1 上乗せ補助の対象は、第5回公募までの採択者です。 ○本補助金の交付を受けるためには、国の補助金の交付決定を受けた後、事業計画を県に提出し、補助事業の確認を受ける必要があります。	本県経済において中心的役割を果たしている中小企業の未来(ポストコロナ)に向けた事業再構築を支援し、日本の各産業分野におけるリーディングカンパニーへの成長を促進するとともに、ウイズコロナ・ポストコロナを推進し、ニューノーマルに対応した低感染リスク型ビジネスへの取組など、持続可能な経営形態への転換を支援するため この補助金は、国が令和2年度の第3次補正予算で実施する中小企業等事業再構築促進事業(もつくり・商業・サービス補助金(※1)及び小規模事業者持続化補助金(※2)の交付決定を受け、事業を実施する県内中小企業が対象となります。 ※1 上乗せ補助の対象は、9次締切までの採択者です。 ※2 上乗せ補助の対象は、第6回までの採択者です。 ○本補助金の交付を受けるためには、第5回公募までの採択者です。 ○本補助金の交付を受けるためには、国の補助金の交付決定を受けた後、事業計画を県に提出し、補助事業の確認を受ける必要があります。	https://www.pref.nagano.lg.jp/kyokusho/kyokusho.html	○問合せ先: 産業・雇用 総合サポートセンター(地域振興 商工観光課) ○交付申請の前に、長野県から補助事業の確認を受ける必要があります。		
Update 25	○	○	○		なし	生産性向上・新商品開発	長野県	長野県プラス補助金(第1弾) (中小企業経営構造転換促進事業補助金)	中小企業ニューノーマル対応支援事業	2025年4月1日(火)～2026年2月13日(金) ※事業計画の提出期限: 2023年9月29日(受付終了)	ものづくり・商業・サービス補助金: 200万円 小規模事業者持続化補助金: 20万円 IT導入補助金: 90万円	・ものづくり・商業・サービス補助金: 4/30 ・小規模事業者持続化補助金: 3/20 ・IT導入補助金: 4/30	長野県内中小企業	○この補助金は、国が令和2年度の第3次補正予算で実施する中小企業生産性革命推進事業(もつくり・商業・サービス補助金(※1)及び小規模事業者持続化補助金(※2)の交付決定を受け、事業を実施する県内中小企業が対象となります。 ※1 上乗せ補助の対象は、9次締切までの採択者です。 ※2 上乗せ補助の対象は、第6回までの採択者です。 ○本補助金の交付を受けるためには、第5回公募までの採択者です。 ○本補助金の交付を受けるためには、国の補助金の交付決定を受けた後、事業計画を県に提出し、補助事業の確認を受ける必要があります。	本県経済において中核的な役割を果たしている中小企業の未来(ポストコロナ)に向けた事業再構築を支援し、日本の各産業分野におけるリーディングカンパニーへの成長を促進するとともに、ウイズコロナ・ポストコロナを推進し、ニューノーマルに対応した低感染リスク型ビジネスへの取組など、持続可能な経営形態への転換を支援するため この補助金は、国が令和2年度の第3次補正予算で実施する中小企業等事業再構築促進事業(中小企業:最低賃金枠、回復・再生応援枠、グリーン成長枠、原油価格・物価高騰等緊急対策枠及び通常枠)の交付決定を受け、事業を実施する県内中小企業が対象となります。 ※1 上乗せ補助の対象は、第5回公募までの採択者です。 ○本補助金の交付を受けるためには、国の補助金の交付決定を受けた後、事業計画を県に提出し、補助事業の確認を受ける必要があります。	https://www.pref.nagano.lg.jp/kyokusho/kyokusho.html	○問合せ先: 産業・雇用 総合サポートセンター(地域振興 商工観光課) ○交付申請の前に、長野県から補助事業の確認を受ける必要があります。	
Update 26	○	○	○		なし	新分野展開・業態転換	長野県	長野県プラス補助金(第2弾) (中小企業経営構造転換促進事業補助金)	事業再構築補助金(国)の拡充	2025年4月1日(火)～2026年2月13日(金) ※事業計画の提出期限: 2023年9月29日(受付終了)	最低賃金枠(中小企業): 100万円 回復・再生応援枠(中小企業): 100万円 グリーン成長枠(中小企業): 500万円 原油価格・物価高騰等緊急対策枠(中小企業): 288万円 通常枠(中小企業): 100万円	・最低賃金枠(中小企業): 1/20 ・回復・再生応援枠(中小企業): 1/20 ・グリーン成長枠(中小企業): 1/10 ・原油価格・物価高騰等緊急対策枠(中小企業): 1/20 ・通常枠(中小企業): 1/12	長野県内中小企業	○この補助金は、国が令和3年度補正予算及び令和4年度補正予算で実施する中小企業等事業再構築促進事業(中小企業:最低賃金枠、回復・再生応援枠、グリーン成長枠、原油価格・物価高騰等緊急対策枠及び通常枠)の交付決定を受け、事業を実施する県内中小企業が対象となります。 ※1 上乗せ補助の対象は、第6回公募から第9回公募までの採択者です。 ○本補助金の交付を受けるためには、国の補助金の交付決定を受けた後、事業計画を県に提出し、補助事業の確認を受ける必要があります。	コロナ禍において、引き続き業績が厳しい中小企業の特長可能な経営形態への転換を促進し、ニューノーマルな社会文化への対応や競争力強化への取組を支援するため、予算の範囲内で、「長野県プラス補助金(第2弾)」(中小企業経営構造転換促進事業補助金:第2弾)を交付します。 この補助金は、国が令和3年度補正予算及び令和4年度補正予算で実施する中小企業等事業再構築促進事業(中小企業:最低賃金枠、回復・再生応援枠、グリーン成長枠、原油価格・物価高騰等緊急対策枠及び通常枠)の交付決定を受け、事業を実施する県内中小企業が対象となります。	https://www.pref.nagano.lg.jp/kyokusho/kyokusho.html	○問合せ先: 産業・雇用 総合サポートセンター(地域振興 商工観光課) ○交付申請の前に、長野県から補助事業の確認を受ける必要があります。	
Update 27	○	○	○		なし	生産性向上・新商品開発	長野県	長野県プラス補助金(第2弾) (中小企業経営構造転換促進事業補助金)	ものづくり・商業・サービス補助金(国)の拡充	2025年4月1日(火)～2026年2月13日(金) ※事業計画の提出期限: 2023年9月29日(受付終了)	回復型賃上げ・雇用拡大枠: 157万円 グリーン枠: 250万円	・回復型賃上げ・雇用拡大枠: 1/12 ・グリーン枠: 1/12	長野県内中小企業	○この補助金は、国が令和3年度補正予算で実施する中小企業生産性革命推進事業(もつくり・商業・サービス補助金のうち回復型賃上げ・雇用拡大枠及びグリーン枠に属する)の交付決定を受け、事業を実施する県内中小企業が対象となります。 ※1 上乗せ補助の対象は、10次締切までの採択者です。 ○本補助金の交付を受けるためには、国の補助金の交付決定を受けた後、事業計画を県に提出し、補助事業の確認を受ける必要があります。	コロナ禍において、引き続き業績が厳しい中小企業の特長可能な経営形態への転換を促進し、ニューノーマルな社会文化への対応や競争力強化への取組を支援するため、予算の範囲内で、「長野県プラス補助金(第2弾)」(中小企業経営構造転換促進事業補助金:第2弾)を交付します。 この補助金は、国が令和3年度補正予算で実施する中小企業生産性革命推進事業(もつくり・商業・サービス補助金のうち回復型賃上げ・雇用拡大枠及びグリーン枠に属する)の交付決定を受け、事業を実施する県内中小企業が対象となります。	https://www.pref.nagano.lg.jp/kyokusho/kyokusho.html	○問合せ先: 産業・雇用 総合サポートセンター(地域振興 商工観光課) ○交付申請の前に、長野県から補助事業の確認を受ける必要があります。	

設備購入が補助対象にある補助金_支援金_奨励金_助成金

データ日付: 2025/3/11

補助金_支援金_奨励金_助成金のおすすめ

- ・FA(工作機械)、ROBOMACHINE: 機械設備を対象とする補助金_支援金_奨励金_助成金
 - ・ロボット: ロボットが設備対象として明記されている補助金_支援金_奨励金_助成金
 - ・IoT: IoT機器導入が対象として明記されている補助金_支援金_奨励金_助成金
- 採用実績: 当社顧客の採用実績について連絡のあった補助金_支援金_奨励金_助成金

背景色凡例
新規追加または情報更新

概要										詳細								
No	FA(工作機械)、ROBOMACHINE	ロボット	IoT	採用実績	紹介資料	目的分類	地域	名称	サブカテゴリ	募集期間	補助制度種別	補助率/助成率	対象者	補助要件	目的・対象事業	対象期間	URL	備考
37		○				なし	愛知県	2025年度 ロボット未活用領域導入検証補助金		2025年3月24日(月)～2025年6月13日(金) 17時30分		500万円 中小企業者等: 2/3以内 大企業注2、大学、研究機関、その他団体: 1/2以内	○「あいちロボット産業クラスター推進協議会」に加入している中小企業者等、大企業、大学、研究機関、その他団体 ○ロボットの提供前・利用前のみが対象であること。 【対象者】 ロボットメーカー、ロボットシステムインテグレーター、ロボットサービス提供者等 【利用前】 ロボットの提供前が製造・構築・販売する機械又は提供するサービスを利用する者 ○ロボットの提供前・利用前のみが対象に事業所を有すること。	○ロボットの提供前・利用前のみが対象とする事業実施体制を有すること。 ○同一目的の事業において、国・地方公共団体等から補助金等の交付を受ける場合には、原則として、当該部分はこの補助金の対象と見做しません。 ○事前検証・業務分析、業務効率化検証、業務のロボット化、自動化の検討、周辺設備や機器との連携検証、技術調査、運用上の課題検証、費用対効果検証、事業化可能性調査	ロボット等の活用が進まない領域(用途)において、その課題の1つとなっている技術開発や費用対効果等の不透明さを解決するための事前検証を支援し、ロボット導入の促進を図ります。さらに、事前検証を通じて明らかになった改善や検証された事業モデルについて、同様のユースケースへの構築等に活用することを目指しています。	交付決定日～2026年3月31日	https://www.pref.aichi.jp/arcas/arcas/robot/robotai2025.html	○問合せ先: 愛知県 経済産業部 産業部 産業振興課 次世代産業室 ロボット産業グループ お問い合わせ先: あいち電子申請・届出システム
38	○	○	○			なし	名古屋/愛知県	名古屋市内企業再投資促進補助金		随時		大企業: 5億円 中小企業: 10億円 大企業: 5%以内(※) 中小企業: 10%以内 (うち2分の1は県負担) ※固定資産税・都市計画税相当額の3年分(研究所の場合5年分)かつ固定資産取得費用の5%以内	20年以上、市内に立地する工場等を有する企業で、工場、研究所の新増設を行う企業	○要知照の「新あいち創造産業立地補助金」に採択されることが必要 ○20年以上市内に立地していること ○「投資促進要件」 大企業: 25億円以上 中小企業: 1億円以上 ○「雇用要件」 名古屋市内の事業所における常雇用者数の合計で、事業認定申請時点から補助金交付終了年度までの期間中、 大企業: 100人以上 中小企業: 25人以上	名古屋市内では、長年にわたり、市内の経済・雇用の成長を支えている企業の流出を防止するため、要知照と連携し、市内における再投資を支援します。	https://www.city.nagoya.lg.jp/arcas/page/000017219.html	○問合せ先: 名古屋経済開発イノベーション推進部産業立地交流推進課 立地交流係	
39	○	○	○			なし	一宮市/愛知県	一宮市企業再投資促進補助金		随時		3億円 固定資産取得費用(土地を除く)の10%	工場、研究所の新増設等を行う中小企業 工場が20年以上愛知県内で立地し、かつ概ね10年以上一宮市に立地しており、25人以上の常雇用者等を有する企業	○「投資促進要件」 固定資産取得費用1億円以上(土地を除く) ○「投資促進要件」 工場・研究所において、常雇用者数を25人以上以上維持すること。 ・採算開始に伴い、新規雇用者数を5人以上雇用し、支援期間中5人以上以上維持すること。 ○一宮市企業立地奨励制度の「立地促進奨励金」との併用はできません。	長年にわたり、地域の経済・雇用の成長を支えている企業の流出を防止するため、要知照と連携し、市内における再投資を支援します。 ※「新あいち創造産業立地補助金(Aタイプ)」に対応した補助金	https://www.city.ichimiya.lg.jp/arcas/page/000002007.html	○問合せ先: 一宮市企業立地推進課	
40	○	○	○			なし	東浦町/愛知県	設備投資、販路開拓等補助金		随時		100万円(※) ※以下の対象補助金は25万円 ・小規模事業者持続化補助金 ・IT 導入支援事業費補助金	町内に事業所を有する中小企業者等	○令和2年4月1日以降に以下のいずれかの補助金の交付決定を受けた事業 「もつぷろ・商業、サービス生産性向上促進補助金(一般型)」 「小規模事業者持続化補助金」 「サービス生産性向上IT 導入支援事業費補助金」 「JAPANブランド育成支援等事業費補助金(事業型)」 「事業再興補助金」(中小企業者等に係るものに限る。) ○申請期間 対象補助金の交付額の確定の通知を受けた日から60日以内 または 対象補助金の交付額の確定の通知を受けた日の属する年度の3月末日のいずれが早い日	新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けたため、国の中小企業生産性向上推進事業等を活用して、設備投資、販路開拓に取り組む町内の中企業者等を、企業成長の角の弱体化および事業の継続を支援することとし、補助するものです。	https://www.town.higashi-ura.lg.jp/arcas/page/000000001.html	○問合せ先: 東浦町 商工振興課 商工課 課長 ○交付決定を受けた国の対象補助金の申請により、補助期間が異なりします。	
41	○	○	○			なし	三重県	三重県エネルギー価格等高騰対応生産性向上・業態転換支援補助金(第1期)		2025年3月4日(火)～2025年4月10日(木)		200万円 1/2以内	三重県内に主たる事業所又は事業所を有する中小企業等	○三重県経路向上計画の認定申請を行うことができる者 ○エネルギー価格等高騰の影響を緩和する生産性向上や業態転換の取組を支援することで、従業員の確保およびつぎつぎとする者 ○資金引上げは必須要件ではありませんが、事業実施期間内に、従業員を資金引上げに取組む事業者に対しては加点措置を行います。 ○同一事業者が同一内容で本制度以外の国、市町等が助成する他の制度(補助・委託事業等)を活用して重複する補助事業を実施している場合には本補助金の対象外です。 ○補助金申請時に作成した経路向上計画に基づいて「三重県経路向上計画(ステップ2以上)」を策定し、令和7月末までに公益財団法人三重県産業支援センターに提出し、三重県の認定を受けてください。	原油、ガス、電気等のエネルギー価格が高騰し、企業活動に様々な影響を及ぼしています。本補助金は、こうした状況にあっても、従業員の確保引き上げ等に努めるよう、エネルギー価格等高騰の影響を受けている中小企業等に、エネルギー価格高騰の影響を緩和する生産性向上や業態転換を行い、もって持続的な経営向上等をめざす取組を支援することを目的とします。	交付決定日～2025年10月31日まで	https://www.pref.mie.lg.jp/arcas/energy/energy.html	○問合せ先: 申請書類提出先: 公財) 三重県産業支援センター 経営支援課 生産性向上補助金係 ○申請方法 郵送のみ
42		○	○			なし	大垣市/岐阜県	令和6年度IoT導入支援事業補助金		2024年4月1日(月)～随時 ※予算額に達した時点で募集を終了		100万円 補助対象経費の1/2以内 ※補助対象経費から国・県等の補助金を差し引いた額を基準とします。	市内に住所を有する中小企業者・事業者(製造業に限る)	○市内の工場・事務所等に設備を導入するものが対象となります。 ○実績報告書は、事業完了後30日以内、または令和7年3月28日までいづれが早い日までに提出。 対象条件 従前から行われている半機械の自動化や工場の生産管理ソフトの導入にとどまらず、そこから収集される各種のデータを活用して、次のいづれか又は、電算を行うことが必要となります。 ・監視(モニタリング) ・保守(メンテナンスサービス) ・制御(コントロール) ・データ分析(アナライズ)	新規課題の課題解決のため、IoT、ロボット、AI等の先端技術を活用した取り組みに係る経費を補助します。	https://www.city.gakyo.lg.jp/arcas/00000046.html	○問合せ先: 大垣市経済産業振興課	
43		○	○			なし	富山県	富山県中小企業トランスフォーメーション補助金(第2次募集)		2025年2月25日～2025年7月31日		課題見える化種(見える化): 100万円 課題見える化種(対策): 500万円 DX種: 500万円 GX種: 500万円 ※ 補助率引上げ要件(給与支給総額を3%以上引上げ)	県内に主たる事業所を置く(本社登記が富山)、中小企業者、小規模事業者等	○対象事業 ・課題見える化種(見える化): 外部機関による診断等によりエネルギー使用量、二酸化炭素排出量、機械稼働状況等を見える化する取組み ・課題見える化種(対策): 見える化後、継続的な見える化や顕在化した課題への対策により、現場改善につなげる取組み ・DX種: デジタル技術を活用した生産プロセス、サービス提供方法の改善を図る取組み ・GX種: 二酸化炭素の排出削減に資する業務プロセスの改善や先進的な取組み ○「課題見える化種(見える化)」を除く全ての種について、実施期間中に事業場内賃金(時給単価)の平均 10 円以上引上げが必要 ○補助率引上げ要件 事業実施期間内(実績報告提出日まで)に給与支給総額(月額)を前年同月比で3%以上引き上げることを。	物価やエネルギー価格の高騰等による厳しい経営状況の中にある事業者の痛切な課題に、エネルギー使用量、二酸化炭素排出量、機械稼働状況等の見える化により自課題を見極め、現場改善につなげる取組みや、課題解決のためDXやGXを通して業務プロセス、事業構造の革新や最適化を図る取組みを幅広く支援するものです。また、生産性の向上による売上向上に向けた取組みを実施された場合は補助率の引上げにより、支援を一層強化します。	https://www.town.uzumaki.lg.jp/arcas/000000001.html	○問合せ先: 富山県中小企業トランスフォーメーション補助金事務局	
44	○	○	○			なし	四條河市/大阪府	なわて事業者チャレンジ支援補助金	設備導入支援補助金	2024年6月1日(土)～2025年3月31日(月)		1,000万円 1/2(※) ※省エネ対策設備、再エネ発電設備、先端設備等導入計画に基づくもの、新しい生活様式に対応した設備を導入した場合や申請事業者において働き方改革に対する取組みを実施する場合、補助率を最大4/5まで引き上げ。	市内に事業所がある中小企業者7個人事業主	○対象事業 中小企業診断士、税理士または認定経営革新等支援機関が認定する事業計画に基づき、職場環境の改善または経営に資するための設備導入に要する費用 ○省エネルギー対策設備、再生可能エネルギー発電設備、先端設備等導入計画に基づく設備 ○新しい生活様式に対応した設備について ①省エネルギー対策設備 令和4年度補正予算 先進的省エネルギー投資促進支援事業補助金補助対象設備品目表第1条第1項に基づき登録された設備、又は登録基準を満たす設備であること。 ②再生可能エネルギー発電設備 太陽光発電、風力発電、バイオマス発電等の再生可能エネルギーを利用して、自社で使用するエネルギーに充当する設備であること。 ③先端設備等導入計画に基づく設備 「中小企業者経営強化法」に規定された、中小企業者が設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための「先端設備等導入計画」を策定し、四條河市から認定を受けて新たに導入する設備であること。 ④新しい生活様式に対応した設備 新しい生活様式に対応した設備で、換気・衛生管理・対人距離の確保の目的を持って導入する比較的規模の大きな設備であること。	地域経済の好循環の創出を目的に、各事業者の経営の拡大や職場環境の改善、また、創業希望者に対して継続的な市内での事業を促すことを図り、雇創ある事業者が行う経営的に自主で定着場の構築に向けた投資に対して支援すること、市内工場の活性化を図ることを目的とします。	交付決定日～2025年3月31日まで	http://www.city.yokkaichi.lg.jp/arcas/newbizchallenge/index.html	○問合せ先: なわて事業者チャレンジ支援事業専用係

設備購入が補助対象にある補助金_支援金_奨励金_助成金

データ日付: 2025/3/11

補助金_支援金_奨励金_助成金のおすすめ度

- FA(工作機械)、ROBOMACHINE: 機械設備を対象とする補助金_支援金_奨励金_助成金
- ロボット: ロボットが設備対象として明記されている補助金_支援金_奨励金_助成金
- IoT: IoT機器導入を対象として明記されている補助金_支援金_奨励金_助成金

採用実績: 当社顧客の採用実績について連絡のあった補助金_支援金_奨励金_助成金

背景色凡例
 新規追加または情報更新

概要											詳細							
おすすめ度																		
No	FA(工作機械)、ROBOMACHINE	ロボット	IoT	採用実績	紹介資料	目的分類	地域	名称	サブカテゴリ	募集期間	補助限度額	補助率/助成率	対象者	補助要件	目的・対象事業	対象期間	URL	備考
New 54	○	○	○		なし	生産性向上	長崎県	長崎県製造業賃上げ対応型投資促進補助金 (物価高騰克服タイプ)		2025年3月6日(木)~2025年7月31日(木)	100万円	2/3以内	県内に本店または主たる事業所を有し、製造業又は機械設計業を営む中小製造業者	<ul style="list-style-type: none"> ○長崎県物価高騰対策支援事業費補助金(生産性向上タイプを除く)の交付を受けていないこと。 ○「Nびか(※1)」認証企業であること又は認証申請を行っていること ○「パートナーシップ構築宣言(※2)」を作成し、公表していること ○専任雇用する労働者のうち最も低い賃金の者の賃金単価(事業場内最低賃金額)が、長崎県の最低賃金額を50円以上上回る水準に3であること又は当該水準への引上げを令和7年10月までに予定していること。 ○賃金引上げ計画(事業場内最低賃金額を引き上げる計画)を提出すること。 	物価高騰の影響を受けている製造業又は機械設計業を営む県内中小企業が、生産性の向上に向けて実施する取組を支援し、企業の売上増が賃上げにつながる好循環の創出を目指します。	交付決定日~2026年1月30日まで	https://www.pref.nagasaki.jp/industry/industry/20250306.html	○問合せ先: 長崎県企業振興課 地域振興班